

## 尼崎市立日新中学校いじめ防止基本方針

### 1 基本理念

- (1) いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめ防止等の対策は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として取り組む。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、市教育委員会、地域住民その他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍するなど、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- \* 金品をたかられる。
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- \* パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめに対する共通理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るもので、いじめの解決のために学校は組織的に対応していく。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性がある。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険

を生じる可能性がある。

- (4) いじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない学校の雰囲気づくりが重要である。

#### 4 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ったり、放置したりしてはならない。

#### 5 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所（西宮こども家庭センター）、その他の関係機関との連携を図る。
- (2) 学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

#### 6 いじめ対応チームの設置

いじめ防止等に組織的な対応をするため、「いじめ対応チーム」を設置する。

- (1) いじめ対応チーム構成メンバー
- ① 校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒支援担当・不登校担当・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
  - ② 当該学年主任・当該学級担任等が必要に応じて加わる。
- (2) 「いじめ対応チーム」の役割
- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
  - ② いじめの相談・通報を受け付ける窓口
  - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
  - ④ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断や指導・支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の中核機能

#### 7 いじめ防止等に係る取組

	視点	具体的な取り組み内容
1	未然防止	(1) 学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

		(2) 生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。
2	早期発見	(1) いじめを早期に発見するため、教育相談・生徒指導体制を整え、悩みの聴き取りや定期的な調査及び保護者からの情報交換等に取り組む。 (2) 家庭、地域社会等から、いじめについて相談しやすい関係づくりを日常的に行う。
3	事案対処	(1) いじめの兆候やいじめ行為を発見したときは、いじめ対応チームに報告し、いじめ問題の解決に向けて組織的に対応する。 (2) いじめを受けた生徒、いじめたとされる生徒、周辺生徒への聞き取り（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）をていねいに行い、事実関係を明確にするとともに、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした全教職員間での情報共有を行う。 (3) いじめを受けた生徒の心身の安全と苦痛を取り除くことを最優先に考え、保護者・教育委員会・関係機関・専門機関と連携・協力し、いじめている生徒に対し毅然とした態度で指導に当たる。 (4) いじめの再発を防止するために、いじめ対応チームが中心となり、今後の指導方針・対応を協議し、継続的な支援と指導を行う。
4	家庭、地域及び関係機関との連携	(1) 学校だより等を活用し、家庭や地域との連携を深める。 (2) 学校・家庭・関係機関・地域との情報交換や意見交換の機会（学校運営協議会）を設ける。

## 8 いじめ未然防止及び早期発見のための年間計画

学期	月	校内における具体的な取組	保護者・地域に向けた具体的な取組
1 学期	4月	生徒支援職員研修 教育相談の実施	
	5月		オープンスクール（授業参観）の実施 学年懇談会の実施、学校運営協議会、 健全育成標語の募集
	6月	教育相談アンケートの実施	
	7月	情報モラル授業、学期末懇談会、 カウンセリングマインド研修、い じめ防止研修	生徒指導推進協議会での情報交換と連 携、学校運営協議会、小中合同研修の 実施

2 学 期	10 月	教育相談アンケート、教育相談の 実施	オープンスクール 学校運営協議会
	11 月	カウンセリングマインド研修	
	12 月	学期末懇談会	学校運営協議会
3 学 期	1月	教育相談アンケートの実施	オープンスクール（授業参観）の実施
	2月	教育相談の実施	学校運営協議会
	3月	学期末懇談会（希望者のみ） 情報モラル講演会	小・中学校間での新入生に関する情 報交換
定 期 的 な 取 組	① 朝の挨拶運動、休憩時間の見回り等における生徒観察及び信頼関係づくり ② 道徳項目別担当者（複数教員）による「道徳の時間」の指導 ③ 「総合的な学習の時間」における体験活動の充実 ④ 部活動・生徒会活動・課外活動におけるボランティア活動の推進 ⑤ ホームページ・学校だより・学年通信・生活だより等の活用 ⑥ 学校評議員を含む学校関係者からの意見聴取		

## 9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

生徒及び保護者が、インターネットを通じて発信・送信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

○具体的対策

- (1) 技術・家庭科や「総合的な学習の時間」等における情報教育での学習
- (2) 「道徳の時間」を要とする道徳教育における学習
- (3) 学校だよりや学年通信、あるいは、警察等関係機関との連携による啓発活動

## 10 犯罪行為と認められるいじめに対する措置

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 11 重大事態への対処

重大事態への対処については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対応する。

- (1) 重大事態の意味
  - ① いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査を実施する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## (2) 「事実関係を明確にするための調査」の実施について

当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、速やかに、校内又は市教育委員会の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、「事実関係を明確にするための調査」を行う。

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかの判断については、教育委員会が行い、その指示に従う。
- ② いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にするために行う。
- ③ いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合
  - ・いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
  - ・いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、心のケアを継続的に行い、落ち着いた学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
  - ・いじめを行った生徒に対し、適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ④ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合
  - ・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ⑤ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーなど関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。
- ⑥ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑦ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態

の発生防止を図るものである。調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んで行く。

- ⑧ 重大事態の発生及び調査結果については、市長に報告する。

## 12 教職員の資質の向上

教職員がいじめの防止や早期発見・早期解決できる資質・指導力を高めるため、人権感覚を磨いたり、生徒の心の叫びをささいな言動から感じ取り、共感的理解ができるカウンセリングマインドの向上を図ったりするための研修に取り組む。

## 13 学校評価における留意事項

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。